

藤岡市農業委員会

令和8年第2回

定例会議事録

令和8年2月5日招集

## 令和8年藤岡市農業委員会第2回定例会議事録

令和8年2月5日、藤岡市農業委員長 浅見 健司は、令和8年藤岡市農業委員会第2回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

### [会議に付した議案]

- 議案第 5号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 6号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第 7号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第 8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について  
議案第 9号 令和8年度農作業受委託料金標準額について  
議案第 10号 農業経営基盤強化促進法第19条の規定に基づく農業経営基盤の許可の促進に関する計画(地域計画)の策定に対する意見について  
報告第 3号 農地法関係出願等について

### [出席農業委員] (13名)

- |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 飯塚 光   | 2番 武藤 賢太郎 | 3番 秋谷 房江  | 4番 松村 敏恵  |
| 5番 清水 淑朗  | 6番 田沼 範明  | 7番 浅見 健司  | 8番 山口 暁   |
| 9番 清水 春樹  | 10番 中村 章弘 | 11番 折茂 新一 | 13番 川村 信行 |
| 14番 塚本 欣吾 |           |           |           |

### [出席農地利用最適化推進委員] (4名)

- |         |          |           |           |
|---------|----------|-----------|-----------|
| 4番 黒澤 功 | 6番 茂木 敏夫 | 9番 横山 万寿雄 | 17番 柳澤 憲司 |
|---------|----------|-----------|-----------|

### [事務局]

- |         |       |        |        |
|---------|-------|--------|--------|
| 事務局 長   | 横田 道明 | 事務局 次長 | 真下 和弘  |
| 次長補佐兼係長 | 春山 崇  | 係長代理   | 宮原 優雅子 |
| 係長代理    | 笠原 諒亮 |        |        |

(開会13時27分)

事務局次長 定刻前ではございますが、皆様お集まりですので、ただ今から令和8年第2回定例会を進行させていただきます。本日の下審査につきましては、東庁舎2階の会議室を用意しております。1班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願い致します。お手元に農用地利用集積計画総括表がございます。議案の第8号ですが、中間管理権の設定に関する番号3番から13番の数字が違う所がございますので、訂正をお

願います。それでは、開会にあたりまして、浅見会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 有り難うございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和8年第2回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数14名中、出席委員13名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。5番 清水淑郎委員、6番 田沼委員、の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第6号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時32分)

(再開13時48分)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番と2番の2件です。整理番号1番は立石のSさんが、農業経営の規模拡大を図るため、立石の農地1筆、面積552㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書12ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は同じく立石のSさんが、農業経営の規模拡大を図るため、立石の農地2筆、面積2,681㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書12ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第5号整理番号1番と2番について1班の班長さんより報告がありましたが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、本議案に係る委員は審議終了まで退席いたします。

<関係委員退席>

議長 整理番号1番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第5号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第5号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第5号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第5号整理番号2番は許可と決定します。

<関係委員着席>

議長 続きまして、議案第6号農地法第4条の規定による許可申請について、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第6号農地法第4条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号1番の1件です。整理番号1番は、根岸のもMさんが、根岸の農地を営農型太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地1筆、面積は3,415㎡の内0.345㎡、農地区分は農振ですが一時転用ですので問題ありません。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第6号整理番号1番について2班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第6号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第6号整理番号1番は許可と決定します。続きまして、議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番から3番の3件です。整理番号1番は市外の法人が、上戸塚の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地2筆、面積964㎡、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は市外の法人が、上戸塚の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地1筆、面積1,140㎡、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号3番は市外の法人が、下栗須の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地1筆、面積822㎡、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第7号整理番号1番から3番について1班の班長さんより報告がありました。整理番号1番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第7号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第7号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第7号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第7号整理番号2番は許可と決定します。次に整理番号3番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に関見もないようですので、採決します。議案第7号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第7号整理番号3番は許可と決定します。続きまして、議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号4番から7番の4件です。整理番号4番は、市外の法人が、中島の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地1筆、面積1,010㎡、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号5番は、市外の法人が、中島の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地1筆、面積1,004㎡、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号6番は、市外の法人が、中の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地1筆、面積1,304㎡、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号7番は、市外のUさんが、浄法寺の農地を売買にて取得し、一般住宅及び社宅用地として転用するもので、農地1筆、面積691㎡、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第7号整理番号4番から7番について2班の班長さんより報告がありました。が、整理番号4番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に関見もないようですので、採決します。議案第7号整理番号4番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第7号整理番号4番は許可と決定します。次に、整理番号5番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に関見もないようですので、採決します。議案第7号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第7号整理番号5番は許可と決定します。次に整理番号6番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第7号整理番号6番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第7号整理番号6番は許可と決定します。次に整理番号7番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第7号整理番号7番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第7号整理番号7番は許可と決定します。続きまして、議案第8号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書5ページをご覧ください。なお、6ページにつきましては、別の資料でご確認をお願い致します。議案第8号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するために計画を作成したものです。6、7ページの計画につきましては、地域計画に掲載予定である農地の貸借に係わる計画であり、農業委員会には計画を要請することの承認を求めているもので、今回の対象地は29件です。8ページの計画につきましては、中間管理機構を通して貸し借りされている農地の借人を変更するときに作成される計画で、今回の対象地は12件です。以上で、議案第8号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただ今、議案第8号について、事務局の説明が終わりましたが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、本議案に係る委員は審議終了まで退席願います。

<関係委員退席>

議長 議案第 8 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について何か意見がありましたら、お願いします。

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 8 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認についてこれを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 8 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、原案のとおり決定します。

<関係委員着席>

議長 次に、議案第 9 号令和 8 年度農作業受委託料金標準額について上程します。事務局より説明願います。

事務局 議案書の 10 ページをご覧ください。議案第 9 号「令和 8 年度農作業受委託料金標準額について」ご説明いたします。この標準額は、農家間等での農作業の受委託をスムーズに行うために、目安となる額を毎年設定しているものでございます。この標準額の設定にあたりましては、1 月 21 日に設定協議会を開催しましてご覧のとおり案を作成しましたので、農業委員会の決定をいただくものでございます。設定協議会のメンバーですが、浅見会長、山口職務代理、1 班・2 班班長、農業委員会事務局長の他、JAたのふじ営農経済部長と農業指導センター長、藤岡市役所農政課長となっております。JAたのふじ営農経済部長にあつては当日出席できなかったことから設定金額案をいただいております。項目ごとの説明は省略させていただきますが、コンバインの機械請負を近隣市並みの金額にそろえるほか、水稻・麦・養蚕の入手間を最低賃金程度に引き上げたものです。また、遊休農地管理については年に回数を指定して金額を定めていましたが、問題のない程度に管理することとし、年間で 35,000 円としております。料金設定については、近隣市の高崎市、安中市、富岡市の標準額を参考に群馬県最低賃金や燃料単価の推移を考慮し検討を行った結果、同程度の金額とする方向で検討を行いました。また、協議会内において水稻・麦・養蚕作業の入手間を 8,500 円と調整いたしましたが、最低賃金を確認したところ、不足していたため、8,600 円に調整させていただきました。本案決定後は、市の広報と農業委員会ホームページに掲載をさせていただきます。簡単ではございますが、以上で説明とさせていただきます。

議長 　　ただ今、議案第 9 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

（意見なし）

議長 　　特に、意見もないようですので、採決します。議案第 9 号令和 8 年度農作業受委託料金標準額について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 　　挙手全員でございますので、議案第 9 号令和 8 年度農作業受委託料金標準額については原案のとおり決定します。次に、議案第 10 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の策定に対する意見について上程します。農政課より担当者が来ておりますので説明をお願いします。

農政課 　　農政課の池田と申します。私から地域計画の変更について概要を説明させていただきます。今回は全 21 地区のうち 18 地区の変更を行います。主な変更点は、農振除外による地域計画からの除外、農地中間管理機構の利用権設定と協議の場を基にした経営面積や担い手情報の変更です。なお、経営面積と担い手情報の変更ですが、農地中間管理機構の利用権の設定について毎月の定例会に上げさせていただいておりますので、説明は省略させていただきます、今回は除外による変更部分のみ説明いたします。それでは、地域計画変更案の意見聴取についてをご覧ください。12 ページの神流北部地域をご覧ください。農振除外により地域計画区域内の農地 2 筆 0.2ha が計画区域から外れるため、1 の（1）地域計画の区域の状況の区域内の農用地等面積と①農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積を 96.5ha から 96.3ha に変更、田の面積を 72.7ha から 72.5ha に変更としました。神流北部地域は以上です。続きまして、平井西部地区です。62 ページをご覧ください。農振除外により 1 筆 0.02ha が地域計画区域から外れるため、1 の（1）地域計画の区域の状況の区域内の農用地等面積と①農業振興地域のうち、農用地区域内の農地面積を 140.7ha から 140.6ha に変更、畑の面積を 85ha から 84.9ha に変更としました。平井西部地域は以上です。続きまして、藤岡中山間地域です。77 ページをご覧ください。農振除外により 1 筆 0.07ha が地域計画区域から外れるため、1 の（1）地域計画の区域の状況、区域内の農用地等面積と①農業振興地域のうち、農用地区域内の農地面積を 13.3ha から 13.2ha に変更、畑の面積を 8.5ha から 8.4ha に変更としました。農振除外による変更点は以上です。今、説明いたしました 3 地区とそれ以外の 15 地区は地域計画の 4 地域内の農業を担う者一覧の属性、農業を担う者、経営面積を加除いたしましたのでご確認のほどよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 　　ただ今、議案第 10 号について農政課の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

議長 　　はい、どうぞ

山口職務代理 　31 ページですが、目標欄にある 10 年後の経営作物、面積が私が計画していることと違うので、おそらくズレていると思うのですが。

農政課 　　申し訳ございません。数字等確認して、公表するまでに修正させていただきます。

山口職務代理 　借り手が変わる時には、公表されますか。

農政課 　　切り替えの時には、更新していきますので、よろしくをお願いします。

議長 　　他に、何かご意見がありましたらお願いします。

議長 　　特に意見もないようですので、議案第 10 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の策定に対する意見について、特に意見なしということによろしいですか。

（異議なし）

議長 　　異議なしと認め、議案第 10 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の策定に対する意見については、そのように決定します。

（農政課退室）

議長 　　続いて、報告第 3 号を上程します。事務局より説明願います。

事務局 　　はい、ご説明いたします。議案書 11 ページをご覧ください。報告第 3 号、農地法関係出願等は、4 条の許可証明が 3 件、5 条の許可証明が 1 件、耕作証明が 1 件ございまして、証明書を発行いたしました。内容につきましては、一覧表をご確認ください。以上で報告とさせていただきます。ご確認をよろしくお願いいたします。

議長 　　ただ今、報告第 3 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

（意見なし）

議長 　　特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和 8 年第 2 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 14 時 18 分)